**・本合意書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、雛形内の記載も含めて「ＪＳＴ」という。）の知財及びデータ一体版の合意書の雛形として提示するものです。（最終改訂:２０２５年８月）**

**・合意する内容は、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（以下、「知財ガイドライン」という。）及び「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」、並びに、ＪＳＴが公募時に提示する知財マネジメント及びデータマネジメントについての各基本方針の内容・趣旨との齟齬が生じない範囲で、委託研究機関間の合意に基づいて修正（例えば、第１０条を「知財ガイドライン」の別紙「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」の【例１】のように、バックグラウンドＩＰとフォアグラウンドＩＰとを分けて規定）することも可能です。**

**・また、原則として各研究開発課題に対する委託研究機関全員での締結をご検討ください。ただし、参加者が多い場合や、研究開発課題で担当する研究開発実施項目が多岐にわたる場合などにおいては、実状に応じて、委託研究機関の間で合意の上、締結範囲を適宜変更（研究開発課題の全参加者ではなく、研究開発課題内の研究開発実施項目ごとの参加者とするなど）して設定することでも問題ありません。その際はＪＳＴにご相談ください。**

**・いずれにしましても、将来の事業化に向けた研究開発成果の活用を念頭に、内容を検討頂き、適宜修正してご利用ください。****（その際、このテキストボックスは削除。）**

次世代エッジＡＩ半導体研究開発事業／（研究開発課題名を記載）

「知財及びデータの取り扱いについての合意書」

（目的）

第１条　本合意書は、「次世代エッジＡＩ半導体研究開発事業／（研究開発課題名を記載）」（以下「事業」という。）の実施及びその成果の活用のために必要な知的財産及び研究開発データの取扱いについて定めることにより、事業を円滑に遂行し、その成果を事業化活動において効率的に活用することを目的とする。

（定義）

第２条　本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

　一　「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　発明

　　ロ　考案

　　ハ　意匠の創作

　　ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置の創作

　　ホ　種苗法（平成１０年法律第８３号）第２条第２項に規定する品種の育成

　　ヘ　著作物の創作

　　ト　技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出

　二　「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

　三　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位

　　ロ　著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を含む）及び外国における上記権利に相当する権利

　　ハ　ノウハウを使用する権利

　四　知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第３項に定める行為、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第３項に定める行為、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

　五　「委託研究機関」とは、ＪＳＴと委託研究契約を締結する機関をいい、具体的には、事業を実施する○○○○、○○○○…（委託研究機関を記載）をいう。

　六　「研究開発参加者」とは、事業において実施する研究開発に従事する者をいう。

　七　「不実施機関」とは、大学や国立研究開発法人等のように自ら製品を製造せず、知的財産権を実用化・事業化しない機関をいう。

　八　「フォアグラウンドＩＰ」とは、事業の実施により得られた知的財産権をいう。

　九　「バックグラウンドＩＰ」とは、委託研究機関が事業開始前から保有していた知的財産権及び事業開始後に事業の実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

　十　「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

　十一　「自主管理データ」とは、委託研究機関が自主的に管理する研究開発データをいう。

（知財運営委員会）

第３条　事業における知的財産及び研究開発データの取扱いを適切に行うため、知財運営委員会を設置する。

２　知財運営委員会は、事業における知的財産及び研究開発データの取扱いについて審議決定する。

３　知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項は、別途定める知財運営委員会運営規則によるものとする。

４　知財運営委員会は、事業における知的財産の取扱いとして、事業としての発明等の成果の権利化、秘匿化、公表等の取扱い方針（以下「取扱い方針」という。）を定める。

（秘密保持）

第４条　委託研究機関は、事業に関して他の委託研究機関から開示された技術上又は営業上の情報であって、かつ開示の際に秘密である旨の表示がなされた一切の情報、又は口頭で秘密である旨宣言されて開示され開示後○日以内に書面又は電子で秘密情報の内容及び秘密情報である旨が通知された一切の情報を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、研究開発参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。また、開示を受けた委託研究機関は、当該情報を事業の実施以外の目的で使用してはならない。ただし、開示を受けた委託研究機関が、当該情報が次のいずれかに該当することを立証できる場合及びＪＳＴへ報告する場合についてはこの限りでない。

　一　開示を受ける際、既に公知となっていたもの

　二　開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの

　三　開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの

　四　開示を受けた後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

　五　開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、または創出したもの

２　第１項にかかわらず、委託研究機関は、以下の場合、事業の実施に必要な範囲内で、事前に情報開示者の承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる。ただし、委託研究機関は秘密情報の開示を受ける者に対し、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

　一　法令の定めに基づき開示等する場合

　二　裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合

　三　委託研究機関の役員および従業員で、事業で研究開発する技術に関連する事業化に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な最小限度の者に開示等する場合

　四　事業を実施する上で、秘密情報を知る必要のある最小限度の弁護士・弁理士等の専門家に開示等する場合

３　委託研究機関は、第２項第３号又は第４号の規定に基づき秘密情報を開示した者に対し、退任、退社した後も、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

４　委託研究機関は、自己に属する研究開発参加者が、研究開発参加者でなくなった後も含め、本条及び次条に規定する義務と同様の義務を、当該研究開発参加者に遵守させなければならない。

５　前４項に定めるもののほか、事業における秘密漏洩防止及び技術情報流出防止のために必要な措置については、知財運営委員会において決定するものとする。

（事業の成果の第三者への開示の事前承認）

第５条　委託研究機関は、知財運営委員会の承認を得ることなく、事業の実施により得られた成果を委託研究機関以外の第三者に対して開示（学会又は論文による公表を含む。）し又は漏洩してはならない。ただし、事業の実施により得られた成果のうち、知財運営委員会において委託研究機関以外への提供が承認された自主管理データ（秘匿期間が設定されているものを除く）については、この限りではない。

２　前項の規定に基づき、本研究成果の開示に係る承認を得た場合、開示を行おうとする研究成果に係る第４条第１項の規定は、知財運営委員会の承認が得られた範囲内においてのみ解約されたものとする。

（発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続）

第６条　委託研究機関は、自己に属する研究開発参加者が、事業の実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、発明者等及び発明等の成果の内容を届け出なければならない。

２　知財運営委員会は、前項に基づく届出を受けた場合、別途定める知財運営委員会運営規則及び取扱い方針に基づき、当該発明等の成果について、出願による権利化、秘匿化、論文等による公表の要否を審議し、その取扱いを決定する。出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等についても審議し、決定する。

（出願による権利化）

第７条　委託研究機関は、事業の成果を出願により権利化するに当たっては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、その市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される国においても権利化することを原則とする。

２　知財運営委員会は、委託研究機関と協議の上、委託研究機関が出願による権利化を行わないと判断した国において出願する権利を他の委託研究機関に譲渡させることができる。

３　事業の成果の出願等に要する費用は、原則として出願人が負担するものとする。

（フォアグラウンドＩＰの帰属）

第８条　フォアグラウンドＩＰは、発明者等が属する委託研究機関の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

２　発明者等の所属する委託研究機関が二以上に亘る場合にあっては、各委託研究機関の持分は、当該委託研究機関の間で協議して決定するものとする。ただし、当該二以上の委託研究機関の間で同意が得られている場合、委託研究機関はフォアグラウンドＩＰの持分を他の委託研究機関に譲渡することができる。

（共有するフォアグラウンドＩＰの取扱い）

第９条　委託研究機関は、他の委託研究機関と共有するフォアグラウンドＩＰについて、原則として、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、共有者間で同意が得られている場合は、他の扱いとすることを妨げない。

２　前項の事項について当事者間の協議が難航し、事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

（知的財産権の権利不行使と実施許諾）

第１０条　委託研究機関は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドＩＰ及びバックグラウンドＩＰのいずれをも含む。以下本条において同じ。）について、事業期間中における他の委託研究機関による事業内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、事業の円滑な遂行に協力するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権についてはこの限りでない。

　一　委託研究機関の間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある知的財産権

　二　委託研究機関以外の第三者との共有であるバックグラウンドＩＰ

　三　第三者への独占的な実施許諾がなされている（実施許諾の交渉中を含む。）又は約されているバックグラウンドＩＰ

　四　発明者等に事業の研究開発参加者が含まれない知的財産権であって、事業において研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンドＩＰ

　五　その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権

２　委託研究機関（以下本項において「参加者Ａ」という。）が、事業の成果を事業化するために、他の委託研究機関（以下本項において「参加者Ｂ」という。）が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Ｂは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Ａに実施許諾を行うものとする。

　　ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権については、参加者Ｂは、実施許諾を拒否することができるものとする。

　一　参加者Ｂが保有する知的財産権を参加者Ａに実施許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の事業化に支障を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む。）が予想される知的財産権

　二　参加者Ｂが不実施機関である場合において、参加者Ｂが保有する知的財産権を参加者Ａに実施許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼすことが予想される知的財産権

　三　委託研究機関以外の第三者との共有であるバックグラウンドＩＰ

　四　第三者への独占的な実施許諾がなされている（実施許諾の交渉中を含む。）又は約されているバックグラウンドＩＰ

　五　発明者等に事業の研究開発参加者が含まれない知的財産権であって、事業において研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンドＩＰ

　六　その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権

３　前項に規定する実施許諾の交渉において、実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

４　第１項及び第２項の規定は、委託研究機関が、保有するノウハウを他の委託研究機関に対して開示することを義務づけるものではない。

５　委託研究機関が、保有するフォアグラウンドＩＰについて、他の委託研究機関に実施許諾する場合、委託研究機関以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

（フォアグラウンドＩＰの移転先への義務の承継）

第１１条　委託研究機関は、フォアグラウンドＩＰの移転を行うときは、第７条から本条までの規定により課されている義務を負うよう当該フォアグラウンドＩＰの移転先に約させなければならない。

（事業から脱退した委託研究機関の取扱い）

第１２条　委託研究機関は、事業から脱退した場合においても、本合意書により自己に課された義務を負うものとし、本合意書の規定に基づき取得した全ての知的財産権の実施権を失うものとする。

（研究開発データの管理）

第１３条　委託研究機関は、自主管理データについて、データマネジメントプランを作成してＪＳＴ及び知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に従い、データマネジメントプランを適宜修正してＪＳＴ及び知財運営委員会に提出する。知財運営委員会の承認が得られた自主管理データのうち事業参加者以外の第三者にも提供可能な自主管理データについては、広範な利活用を促進するよう努める。

２　研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

（研究開発データの利用許諾）

第１４条　委託研究機関（以下、本項において「参加者Ａ」という。）が、事業内での研究開発活動、又は、事業の成果を事業化するための活動に対して、他の委託研究機関（以下、本項において「参加者Ｂ」という。）が事業の実施により取得又は収集した研究開発データ又は、参加者Ｂが事業の実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Ｂは参加者Ａに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、事業の円滑な遂行に協力するものとする（委託研究機関の間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）。

　　ただし、次の各号のいずれかについては、参加者Ｂは、利用許諾を拒否することができるものとする。

　一　参加者Ｂが参加者Ａに利用許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の事業化に支障を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む。）が予想されるもの

　二　参加者Ｂが不実施機関である場合において、参加者Ｂが参加者Ａに利用許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼすことが予想されるもの

　三　参加者Ｂが事業の実施のために持ち込んだ研究開発データであって、委託研究機関以外の第三者と共有管理するもの

　四　参加者Ｂが事業の実施のために持ち込んだ研究開発データであって、第三者への独占的な利用許諾がなされている（利用許諾の交渉中を含む。）又は約されているもの

　五　参加者Ｂが事業の実施のために持ち込んだ研究開発データであって、研究開発データの取得者又は収集者に事業の研究開発参加者が含まれず、事業において研究開発を行う技術の範囲に含まれないもの

　六　その他、前各号に準じる合理的な理由のあるもの

２　前項に規定する利用許諾の交渉において、利用の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

３　委託研究機関は、事業の実施に必要な研究開発データを委託研究機関以外から収集する場合、他の委託研究機関も利用できる条件で収集するように努める。

４　委託研究機関が、事業の実施により得た研究開発データについて、他の委託研究機関に利用許諾する場合、委託研究機関以外の者に利用許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

（協議）

第１５条　本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき並びに本合意書にない事項について定める必要が生じたときは、知財運営委員会において審議し、決定するものとする。

（本合意書の改訂）

第１６条　知財運営委員会は、全ての委託研究機関による同意を得て本合意書の改訂を行うことができる。

２　知財運営委員会は、本合意書の改訂を行う場合は、事前にＪＳＴに届け出るものとする。

（有効期間及び残存条項）

第１７条　本合意書は、○年○月○日より発効し、事業の終了後○年経過するまでは有効とする。

２　前項の規定にかかわらず、第４条の規定は、情報開示者が秘匿すべきとして明示した期間中は有効とし、第７条から第１２条までの規定は、フォアグラウンドＩＰの権利存続期間中は、当該存続するフォアグラウンドＩＰについて有効とする。なお、事業の終了日から起算して○年間経過した後は、本合意書における「知財運営委員会における調整」を「該当する知的財産権及び研究開発データに係る当事者間の調整」、「知財運営委員会における承認」を「該当する知的財産権及び研究開発データに係る全当事者による承認」と読み替えるものとする。

（本合意書と他の契約書との関係）

第１８条　本合意書と委託研究機関とＪＳＴとの間で締結された委託契約書との間に齟齬が生じた場合は、本合意書の規定にかかわらず、委託契約書で定めた規定を優先するものとする。

本合意書が有効であることの証として本書○○通を作成し、事業の当事者である委託研究機関がそれぞれ署名（又は記名押印）の上、各１通を保有する。

○○○○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（役職）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名）

（以下、委託研究機関分を追記）